

議案第59号

福岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する
条例案

上記の議案を提出する。

令和3年2月24日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、放課後児童支援員の資格要件を拡大する必要があるによる。

福岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する
条例

福岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準を定める条例（平成26年福岡市条例第61号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項中「指定都市」の次に「若しくは同法第252条の22第1項の中核市」を加える。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。